

指定自動車整備事業の概要

◆ 指定自動車整備事業制度の沿革

我国における自動車保有台数は、昭和 30 年代後半から経済の高度成長に伴って急激に増加しました。この急激に増加した自動車の安全性を確保するために欠くことのできない「自動車の検査体制の充実」という課題を解決するために、昭和 37 年に道路運送車両法を改正し、同年 10 月に、信頼に足る自動車分解整備事業者が自ら整備した自動車を自らの責任において、国の行う検査の一部を代行させるということを柱とした「指定自動車整備事業制度」が確立されました。

制度発足当時は、国土交通大臣からの優良自動車整備事業者の認定を受けた者のうち、国土交通省令で定める基準に適合する自動車の検査設備を有し、かつ、国が認める資格をもった自動車検査員を選任し、確実に自動車の点検及び整備について検査を実施できる事業場について指定することができるというものでした。その後急速な自動車の増加、自動車分解整備事業者の健全な発達という観点から逐次法令の改正が行われ昭和 46 年から優良自動車整備事業者の認定を受けていなくても優良認定規則で定める設備、技術及び管理組織を有し、国土交通省令で定める基準に適合する自動車の検査設備を有し、かつ、国が認める資格をもった自動車検査員を選任し、確実に自動車の点検及び整備について検査を実施することができる事業場について指定できるようになり、現在に至っています。

◆ 指定自動車整備事業の指定とは

自動車分解整備事業の認証を受けた事業場であり、設備、技術及び管理組織が優良自動車整備事業者認定規則に適合し、国土交通省令で定める基準に適合する自動車の検査設備を有し、かつ、国が認める資格をもった自動車検査員を選任し、確実に自動車の点検及び整備について検査を実施することができることになっています。

◆ 指定自動車整備事業の実施と運営

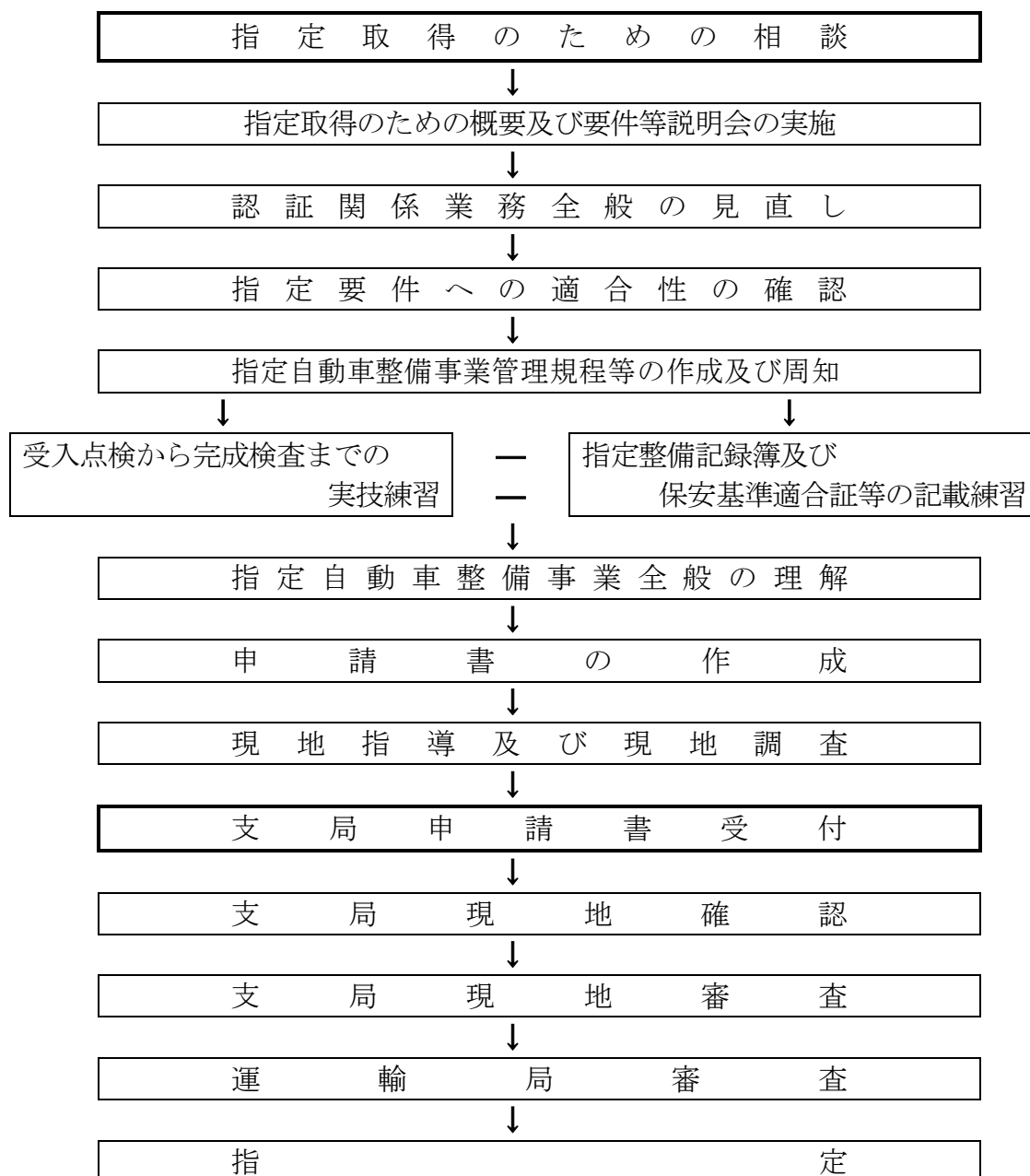
指定自動車整備事業者は、国土交通省令で定める技術上の基準に基づき自動車を点検し、当該自動車の保安基準に適合しなくなるおそれがある部分及び適合しない部分について必要な整備を実施した後、自動車検査員が国土交通省令で定める基準に基づき検査を行い、その結果、当該自動車が保安基準に適合していると認める場合に、依頼者の請求により、保安基準適合証等を交付しなければなりません。



指定自動車整備事業取得までの流れ

◆ 指定自動車整備事業取得までのフローチャート

指定自動車整備事業を取得したいと希望する事業者に対し、指定を取得するまでの一連の流れについてまとめると次のようになります。



指定自動車整備事業の指定に係る設備、技術及び管理組織の 審査の基準

◆ 工員数、設備の有無等の基準

番号	項目	審査の基準	備考
1-1	工員数	4人以上 ただし、対象自動車の種類に車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の車両を含む場合には5人以上	
1-2	整備士数	2人以上	自動車工のうち整備士数
1-3	整備士保有率	1/3以上	自動車工の数に対する整備士数の割合
1-4	屋内現車作業場	道路運送車両法施行規則別表第4の規定に基づく車両整備作業場及び点検作業場の面積以上	現車についての点検、整備作業を行うための作業場とする
1-5	その他の作業場	◎	機械加工、原動機、塗装、鍛冶等の各作業場
1-6	車両置場	$a \times 0.3$ 以上	屋内、屋外を問わない。aは当該作業場の屋内現車作業場面積
1-7	完成検査場	◎	屋内
1-8	シャシ・ルブリケータ	○	二輪の自動車のみを対象とする場合は不要
1-9	オイル・バケットポンプ	○	
1-10	ホイール・バランサ	○	大型特殊自動車のみを対象とする場合は不要
1-11	フリー・ローラ	△	四輪の自動車を対象とする場合に限る。(可搬式のものであっても可)
1-12	ラジエータ・キャップ・テスタ	○	
1-13	レギュレータ・テスタ	○	
1-14	コンデンサ・テスタ	○	自家工場であってジーゼル自動車のみを対象とする場合は不要
1-15	コイル・テスタ	○	同上
1-16	電子計測機器	△	オシロスコープ等
1-17	検車装置	○	検車台、ピット、リフト等

- (注意) 1. ◎印の面積は、屋内現車作業場の基準面積の外とする。
 2. ○印は、当該事業場の作業に必要な数量及び機能を保有していなければならないことを示す。
 3. △印は、保有することが望ましいことを示す。
 4. 当該事業場に設置されたサーキット・テスタがレギュレータ・テスタ、コンデンサ・テスタ及びコイル・テスタの代用となり得る場合には、これらを保有しているものと見なす。

◆ 車検成績

車検実績における月平均車検持込台数（車検持込総数／期間（月）は、原則として下表のいずれかの期間に示す台数以上であり、かつ、再検台数は、車検持込総数の3%以下であること。

期 間	月平均車検持込台数
最近2ヶ月	30台以上
最近3ヶ月	20台以上
最近4ヶ月	15台以上
最近5ヶ月	12台以上
最近6ヶ月	10台以上